

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部組織規程

昭和56年12月25日

規程第1号

改正 昭和57年3月3日規程第2号 昭和59年3月23日規程第2号  
昭和60年3月11日規程第2号 昭和62年3月23日訓令第1号  
昭和63年3月23日訓令第1号 平成8年3月25日水企管規程第1号  
平成10年3月28日水企管規程第1号 平成12年12月26日水企管規程第3号  
平成13年3月27日水企管規程第1号 平成14年3月27日水企管規程第4号  
平成16年3月24日水企管規程第1号 平成21年3月30日水企管規程第1号  
平成27年3月31日水企管規程第2号 平成28年3月31日水企管規程第1号  
令和5年8月31日水企管規程第2号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号）第4条第2項に規定する水道企業部（以下「水道企業部」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 水道企業部に次の表に掲げる課を置く。

課	名	
業	務	課
工	務	課

(各課の分掌事務)

第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

業務課

- (1) 各課の総合調整に関すること。
- (2) 条例、規則等の立案及び文書管理に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 組織及び定員に関すること。

- (5) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
- (6) 職員の給与、旅費その他の給付に関する事。
- (7) 勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (8) 職員の研修及び福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生管理及び公務災害に関する事。
- (10) 職員の賠償責任に関する事。
- (11) 庁舎及び附帯設備の維持管理に関する事。
- (12) 共通物品の調達に関する事。
- (13) 車両の管理及び事故処理に関する事。
- (14) 広報に関する事。
- (15) 水道用水供給事業の基本計画に関する事。
- (16) 水道用水供給事業の認可に関する事。
- (17) 水源の確保及び水利権に関する事。
- (18) 年間給水量及び年間浄水委託水量に関する事。
- (19) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (20) 財政計画、資金計画に関する事。
- (21) 企業債、補助金、出資金及び一時借入金に関する事。
- (22) 用水料金に関する事。
- (23) 経営分析に関する事。
- (24) 契約の締結に関する事。
- (25) 建設工事等に係る指名業者の選定に関する事。
- (26) 資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (27) 業務状況の公表に関する事。
- (28) 経理状況の報告に関する事。
- (29) 決算の調整に関する事。
- (30) 出納その他の会計事務に関する事。
- (31) 会計書類の審査、確認及び保管に関する事。
- (32) 出納取扱金融機関等に関する事。
- (33) その他他の課に属さない事項に関する事。

#### 工務課

- (1) 建設工事等（新設・更新・修繕）の計画及び調査に関する事。
- (2) 建設工事等の設計及び施工に関する事。

- (3) 用水供給施設の運転に関する事。
- (4) 用水供給施設の維持管理に関する事。
- (5) 水質管理に関する事。
- (6) 薬品の使用管理に関する事。
- (7) 庁舎（加圧ポンプ場）の管理に関する事。
- (8) その他工務課の所管に属する事項に関する事。

（職制）

第4条 水道企業部に部長を、課に課長を置く。

2 前項に規定するもののほか、水道企業部に次長及び技監を、各課に主幹、課長補佐、副主幹及び主査を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、各課に必要な職員を置く。

（職務）

第5条 部長は、上司の命を受け、部の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、所掌する事務に関し担当（所属職員が事務を担当することをいう。以下この条において同じ。）を指定する。

4 課長は、必要があると認めるときは、課の事務を分担して処理させるため、複数の職員からなる班を編成することができる。この場合において、課長は、所属職員のうちから班の責任者として班長を指名するものとする。

5 次長、技監、主幹、課長補佐、副主幹、主査及び主査補は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

6 班長は、上司の命を受け、班に属する所属職員を指揮監督する。

7 前各項に定めるもののほか、職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（相互援助）

第6条 臨時又は特殊な事務を処理する場合において繁忙かつ緊急なときは、水道企業部長は、特定の課又は職員を指定し、相互に援助させることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月3日規程第2号）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日規程第2号）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月11日規程第2号）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日訓令第1号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日訓令第1号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日水企管規程第1号）

この管理規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月28日水企管規程第1号）

この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日水企管規程第3号）

（施行期日）

1 この管理規程は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の日の前日において、次の各号に掲げる職に補されている職員（第2号に掲げる職に補されている職員にあつては、同日におけるその属する職務の級が4級である者に限る。）は、別に辞令を発せられない限り、この管理規程の施行の日をもって主査補の職に補されたものとする。

(1) 副主査

(2) 主任主事、主任技師

附 則（平成13年3月27日水企管規程第1号）

この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日水企管規程第4号）

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の日の前日において、運転管理係に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この管理規程の施行の日をもって同一の勤務条件により、管理係に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成16年3月24日水企管規程第1号）

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日水企管規程第1号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日水企管規程第2号）

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日水企管規程第2号）

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日水企管規程第1号）

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日水企管規程第2号）

この管理規程は、令和5年10月1日から施行する。